

## IV 特別支援教育グランドモデル地域の取組

平成20年度、本県では、文部科学省委嘱事業である「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」において、障害のある幼児児童生徒の乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援方策について特に重点的に推進する「特別支援教育グランドモデル地域」として鹿児島市を指定し、取組を進めてきました。以下、その取組について報告します。

### 1 はじめに

鹿児島市においては、平成15、16年度に県の指定を受け、「特別支援教育推進体制モデル事業」を実施した。15年度は、小学校6校、中学校2校の8校、16年度は、市内の全小中学校90校を研究協力校として委嘱し、17年度は「特別支援教育体制推進事業」として県の指定を受け、小中学校116校（合併した旧5町の全小中学校を含む）を研究協力校として委嘱した。18、19年度は、これまでの取組の一層の充実を目指して、市単独で「特別支援教育体制充実事業」として小中学校117校で実施し、その充実に努めてきた。

20年度は、「特別支援教育グランドモデル地域」の指定を受け、幼稚園・高等学校においても特別支援教育の推進を始めるとともに、障害のある幼児児童生徒の乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援ができる体制づくりを目指して、諸施策を推進してきた。

### 2 鹿児島市特別支援連携協議会の設置（17年度に設置）

#### (1) 設置要項（抜粋）

##### 1 設置の目的

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、教育、福祉、医療、保健、労働などの行政関係各課や関係機関、関係団体等（以下、関係機関という）からなる特別支援連携協議会を設置する。

##### 2 構成員（22名）

学識経験者	医師、大学関係者
医療	鹿児島市医師会
福祉行政	鹿児島市健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課 鹿児島市健康福祉局福祉事務所障害者福祉課 鹿児島市健康福祉局保健所保健予防課
労働行政	鹿児島市経済局商工観光部商工総務課
相談機関	鹿児島県児童総合相談センター
保護者	鹿児島市手をつなぐ育成会、鹿児島県自閉症協会 鹿児島発達障害親の会てんがらもん
学校教育	県立特別支援学校長、市立小・中・高等学校長 市立幼稚園長、私立幼稚園長
関係機関	知的障害施設連絡協議会、鹿児島障害者職業センター 県雇用支援協会、鹿児島公共職業安定所
市教育委員会	鹿児島市教育委員会学校教育課

### 3 所掌事務

設置の目的を達成するため、以下の内容について協議を行う。

- (1) 研修、情報提供、相談などに関する総合的な支援体制の整備
- (2) ネットワークの形成
- (3) 相談支援ファイルの作成と活用

#### (2) 目指す支援体制の姿

##### 研修、情報提供、相談に関する総合的な支援体制の整備

研修、情報提供、相談などにおいて、関係機関が連携し、障害のある幼児児童生徒に対する必要な支援や適切な指導を様々なライフステージで継続的に行う体制が整っている。

- (例) ① 幼稚園・保育所、療育施設、小学校（特別支援学校小学部）、中学校（特別支援学校中学部）、高等学校（特別支援学校高等部）、大学・専門学校（特別支援学校専攻科）などへの入学時、就労時（就職、福祉就労）に、相談支援ファイルを通して必要な情報が引き継がれ、一人一人の特性を十分踏まえた配慮の下、それぞれの場で必要な支援や適切な指導を受けることができる。
- ② 支援の必要な幼児児童生徒について、その幼児児童生徒にかかわっている関係機関の関係者を講師として招へいし、研修を行うことによって、幼児児童生徒にかかわる者が共通理解を図ることができ、対象の幼児児童生徒への適切な指導がなされている。
- ③ 高等学校卒業前の対象生徒の今後の支援について、対象生徒とかかわりのある関係機関の担当者が集まり、個々の生徒の今後について話し合いをし、対象の生徒や保護者が今後の見通しをもつことができ、満足している。

##### ネットワークの形成

障害のある幼児児童生徒にかかわる関係機関等が相互の役割を理解してネットワークを形成し、互いに連携を図りながら、必要な支援や適切な指導を行う。

- (例) ① 障害のある幼児児童生徒にかかわる担当者が幼児児童生徒に必要な支援や適切な指導を行っていくために、その幼児児童生徒や保護者を必要な関係機関に適切につなぐことができている。
- ② 対象の幼児児童生徒をサポートする関係機関が横の連携を密に行い、それぞれの立場から必要な支援や適切な指導を行う。多くの関係者の特別な支援を必要とする幼児児童生徒の場合、必要に応じて、関係機関が一堂に会し、それぞれの立場から支援に関する情報を提供し合い、よりよい支援の内容・方法等を明らかにし、個々のニーズに適した必要な支援や適切な指導がなされる。
- ③ 各中学校区単位に、校区の小学校・幼稚園・保育園の職員、保護者、民生員、児童委員、保健師、巡回相談員などが集まり、地域学習会等を開くことにより、特別支援教育の理解・啓発が図られ、関係者が連携して、必要な支援や適切な指導を行う。